

主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定に関する意見書の提出を求める請願書

紹介議員  
彦根市議会議員

西川 正義



夏川嘉一郎



上杉 正敏



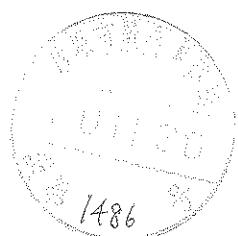
江川 元武



内山 善男



石川豊信



## 【請願の趣旨および理由】

主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）を廃止する法案が、平成 29 年 4 月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、平成 30 年 4 月 1 日種子法が廃止されました。

これまで県行政は、同法に基づき高品質な原種・原原種の生産・供給を担い、本県の主要農作物である水稻、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、地域農業の振興に大きな貢献をしてきました。

種子法の廃止を受けて、県は関係要綱を一本化した「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、県内では同要綱に基づく種子生産が開始されたところです。一方、一部の府県においてはこれまで行政が担ってきた種子生産に係る業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されれば種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がなされており、県内の生産現場においても、将来的には優良な種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっています。

つきましては、以上をふまえ、地方自治法第 99 条の規定に基づき、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまでとおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産に係る県条例を制定することを内容とする意見書を滋賀県に提出されるよう要請いたします。

以上

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。

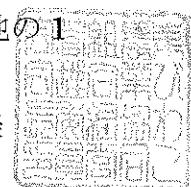
平成 30 年 11 月 30 日

請願代表者

滋賀県彦根市川瀬馬場町 922 番地の 1

東びわこ農業協同組合

経営管理委員会会长 石部 和美

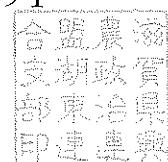


請願者

滋賀県彦根市川瀬馬場町 922 番地の 1

滋賀県農政連盟湖東連合支部

支 部 長 小菅 久宜



彦根市議会

議長 安藤 博様